

○後志広域連合行政不服審査会の事務の取扱いに関する規則

平成28年3月3日
規則第3号

改正 平成29年2月7日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、後志広域連合行政不服審査会の設置に関する条例（平成28年後志広域連合条例第1号）第2条に規定する所掌事項に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(諮問書の提出)

第2条 後志広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の審議は、後志広域連合及び後志広域連合を組織する関係町村（以下「関係町村等」という。）の諮問書（別記様式第1号）の提出により行うものとする。

2 関係町村等は前条の諮問書に、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 審理員意見書（行政不服審査法（平成26年法律第68号。「以下「法」という。」）第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書面をいう。）
- (2) 事件記録の写し（法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書面をいう。）
- (3) 事件記録（写し）の閲覧等に関する意見書（別記様式第1号の2）
- (4) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁（法第9条第1項の規定による審査庁をいう。）の考え方及びその理由を記載した書面をいう。）
- (5) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面の写し
- (6) その他審議のため必要な書類

(諮問の受付)

第3条 審査会は、前条の諮問書及び添付書類を受付したときは、諮問事件受付処理簿（別記様式第2号）に記載するものとする。

(諮問書等の確認)

第4条 審査会は、第2条の諮問書及び添付書類の内容について、記載誤り及び添付漏れ等について審査するほか、法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうか確認を行うものとする。

2 前項により記載誤り及び添付漏れ等がある場合は、関係町村等に期限を定めて補正を求めるものとする。

3 第1項において諮問を要しないことが該当するときは、関係町村等に連絡を行い、関係町村等から諮問取下書（別記様式第3号）の提出により取下の処理を行うものとする。

(主張書面又は資料提出の求め)

第5条 法第81条第3項において準用する同法第74条により、審査関係人又は関係町村等に主張書面又は資料の提出を求めるときは、主張書面（資料）提出の求めについて（別記様式第4号）により、提出期限を定めて求めるものとする。

（意見陳述の申立）

第6条 法第81条第3項において準用する同法第75条第1項及び第2項により審査関係人が審査会に意見陳述の申立をするときは、口頭意見陳述申立書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 前項の申立があったときは、口頭意見陳述許可通知書（別記様式第6号）により口頭意見陳述を行う日時、場所及び補佐人の同伴の許可の有無について通知するものとする。

（主張書面等の提出期間）

第7条 審査会は、法第81条第3項において準用する同法第76条により主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、主張書面又は資料の提出期限通知書（別記様式第7号）により審査関係人及び関係町村等に通知する。

（提出資料の閲覧又は交付）

第8条 法第81条第3項において準用する同法第78条第1項により審査関係人が審査会に提出資料の閲覧又は交付を求めるときは、主張書面等閲覧（交付）請求書（別記様式第8号）により請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、法第81条第3項において準用する同法第78条第2項により審査会は資料の提出人に対し、主張書面等の閲覧等についての意見書照会書（別記様式第9号）により意見を求めるものとする。

3 資料の提出人は、前項の求めにより主張書面等の閲覧等についての意見書（別記様式第10号）を審査会に提出するものとする。

4 第1項の請求に係る閲覧又は交付は、審査会は主張書面等閲覧（交付）決定通知書（別記様式第11号）により審査関係人に通知するものとする。

（審議記録の作成）

第9条 審査会は、審議の結果を整理し、審議記録を作成するものとする。

（審議結果により諮問を要しない場合）

第10条 審議の結果、諮問事件が諮問を要しない場合に該当すると判断したときは、関係町村等に対し諮問を要しない旨の審査会意見通知書（別記様式第12号）により通知するとともに、審査関係人に当該通知の写しを、諮問を要しない旨の審査会意見通知書の写しの送付について（別記様式第13号）により送付するものとする。

2 前項により関係町村等が諮問を取下げるときは、諮問取下書（別記様式第3号）の提出により審議を終了し、取下の処理を行うものとする。

3 第1項の通知により関係町村等が取下を行わないときは、第12条により諮問対象外である旨の答申を行うものとする。

（調査審議手続きの併合又は分離）

第11条 諮問事件に係る調査審議手続きを併合又は分離するとき、審査関係人に対し、調査審議手続の併合（分離）通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

(答申書の交付)

第12条 審査会は、審議において決定した答申内容を答申書（別記様式第15号）により関係町村等に交付するとともに、法第81条第3項において準用する同法第79条によりその写しを審査請求人及び参加人に、答申書の写しの送付について（別記様式第16号）により送付するものとする。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第3号）

この附則は、公布の日から施行する。

※様式は未掲載